

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成18年達示第21号)</p> <p>(前略)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第19条 特定専門業務職員の契約期間は、5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される特定専門業務職員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とすることができる。この場合において、当該契約期間は、これを更新しない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。)第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合の契約期間は、通算10年の期間を限度として、1回に限り更新することができる。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認めた場合は、同項に定める期間を超えて更新することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第23条 特定職員の契約期間は、5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とすることができる。この場合において、当該契約期間は、これを更新しない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、研究開発力強化法第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合の契約期間は、通算10年の期間を限度として、1回に限り更新することができる。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、トップレベル拠点プログラム又はiPS細胞研究プログラムにより雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラムの継続する期間以内とし、当該期間を限度として、更新することができる。</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、大学が特に必要と認めた場合は、同項に定める期間を超えて更新することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>(契約期間)</p> <p>第19条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、同項に定める期間又は回数を超えて更新することができる。</p> <p>5 (同左)</p> <p>(契約期間)</p> <p>第23条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、同項に定める期間又は回数を超えて更新することができる。</p> <p>6 (同左)</p>

(同左)

(同左)

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前略) (契約期間及び更新)</p> <p>第4条 有期雇用教職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。</p> <p>2 契約期間は、これを更新することがある。ただし、有期雇用教職員として雇用される期間が、<u>通算5年(研究員については10年)</u>を超えないものとする。</p> <p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3のその他の事項欄において、特段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>4・5 (略) (後略)</p>	<p>(契約期間及び更新)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>2 契約期間は、これを更新することがある。ただし、有期雇用教職員として雇用される期間が、<u>通算5年を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、研究員の契約期間は、10年以内とし、通算10年の期間を限度として、更新することができる。</u></p> <p>4 第2項ただし書及び前項の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3のその他の事項欄において、特段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>5・6 (同左)</p>
<p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 この規則において時間雇用教職員とは、期間を定めた労働契約により雇用する教職員のうち、1週間の所定の勤務時間が30時間を超えない者で、別表第1、別表第2及び別表第3の職名欄に定める者をいう。</p> <p>2 (略) (中略) (契約期間及び更新)</p> <p>第4条 時間雇用教職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。</p> <p>2 契約期間はこれを更新することがある。ただし、時間雇用教職員として雇用される期間が、<u>通算5年(研究員については10年)</u>を超えないものとする。</p> <p>3 前項ただし書の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3のその他の事項欄において、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において時間雇用教職員とは、期間を定めた労働契約により雇用する教職員のうち、1週間の所定の勤務時間が30時間(<u>研究開発補佐員については38時間45分</u>)を超えない者で、別表第1、別表第2及び別表第3の職名欄に定める者をいう。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(契約期間及び更新)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>2 契約期間はこれを更新することがある。ただし、時間雇用教職員として雇用される期間が、<u>通算5年を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、研究開発補佐員及び研究員の契約期間は、10年以内とし、通算10年の期間を限度として、更新することができる。</u></p> <p>4 第2項ただし書及び前項の規定にかかわらず、別表第2及び別表第3のその他の事項欄</p>

改正前	改正後
<p>特段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(労働条件の明示)</p> <p>第9条 時間雇用教職員の採用に当たっては、採用予定者に対し、次の各号に掲げる事項を明示する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 始業及び終業の時刻、所定の勤務時間(第38条第1項又は第2項による勤務時間をいう。以下同じ。)を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項</p> <p>(5)～(9)</p> <p>2</p> <p>(中略)</p> <p>(勤務時間、休憩時間)</p> <p>第38条 時間雇用教職員の勤務の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 始業 午前9時</p> <p>(2) 終業 午後4時</p> <p>(3) 休憩 正午から午後1時まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1週間につき30時間を超えない範囲内において個別に定めることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第45条 時間雇用教職員の有給の年次休暇は、次の各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている時間雇用教職員、1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が<u>30時間</u>であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員(1週間の勤務時間が<u>30時間</u>である時間雇用教職員を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が48日以上 216日以下であるものが、雇用の日から6月間継続勤務</p>	<p>において、特段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>5・6 (同左)</p> <p>(労働条件の明示)</p> <p>第9条 } (同左)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p>(4) 始業及び終業の時刻、所定の勤務時間(第38条第1項、<u>第2項</u>又は第3項による勤務時間をいう。以下同じ。)を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項</p> <p>(5)～(9) } (同左)</p> <p>2</p> <p>(勤務時間、休憩時間)</p> <p>第38条 時間雇用教職員の勤務の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 始業 午前9時</p> <p>(2) 終業 午後4時</p> <p>(3) 休憩 正午から午後1時まで</p> <p>2 (同左)</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、研究開発補佐員については1週間につき38時間45分を超えない範囲内において個別に定めることができる。</u></p> <p>(年次休暇)</p> <p>第45条 時間雇用教職員の有給の年次休暇は、次の各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている時間雇用教職員、1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が<u>30時間以上</u>であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員(1週間の勤務時間が<u>30時間以上</u>である時間雇用教職員を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が48日以上 216日以下であるものが、雇用の日から6月間継続</p>

改 正 前	改 正 後
<p>し全勤務日の8割以上出勤し、又は雇用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において、次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、継続勤務期間の項の区分ごとに定める日数</p> <p>(中 略) 別表 (略)</p>	<p>勤務し全勤務日の8割以上出勤し、又は雇用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において、次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、継続勤務期間の項の区分ごとに定める日数</p> <p>別表 (別紙のとおり) 附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

別表第 1

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	事務の補佐業務に従事	満 6 0 歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満 6 5 歳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る</li> <li>・本学に在籍する学生は、原則としてオフィス・アシスタントとして雇用する</li> </ul>
技術補佐員		技術に関する職務の補佐業務に従事		
医療技術補佐員		医療技術に関する職務の補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐業務に従事		
教務補佐員	業務に関連のある分野の修士修了以上又は 2 年以上の業務に有益な実務経験がある者	教務に関する職務の補佐業務に従事		
労務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	労務作業に従事	満 6 3 歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満 6 5 歳)	
研究支援推進員		当該研究プロジェクトに係る特殊な技能や熟練した技術を必要とする研究支援業務に従事	満 6 0 歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、満 6 5 歳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該研究支援推進経費にて雇用される場合に限る</li> <li>・学生、研究生等を除く</li> <li>・選考基準は当該部局が定める</li> </ul>
研究開発補佐員		当該プログラムに係る研究開発に関する職務の補佐業務に従事		
オフィス・アシスタント	本学に在籍する学生	事務、技術、技能、教務、医療技術若しくは看護技術に関する補佐業務又は労務作業に従事	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間は原則として週 2 0 時間以内とする</li> </ul>

別表第2、別表第3 (略)

別表第4

職名	時間給
事務補佐員 技術補佐員 技能補佐員 労務補佐員 研究支援推進員 オフィス・アシスタント (事務補佐、技術補佐、技能補佐又は労務の作業の業務に限る)	900円から1,600円までの範囲で 50円単位の額
医療技術補佐員 オフィス・アシスタント (医療技術補佐の業務に限る)	900円から1,900円までの範囲で 50円単位の額
看護技術補佐員 オフィス・アシスタント (看護技術補佐の業務に限る)	1,000円から2,500円までの範囲で 50円単位の額
教務補佐員 研究開発補佐員 オフィス・アシスタント (教務補佐の業務に限る)	1,200円から2,000円までの範囲で 50円単位の額

雇用する者の経験及び就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。

別表第5、別表第6、別表第7 (略)